

1 補助対象者について

【Q1】

新型コロナウイルス感染症の発熱患者等の診療・検査を行う都内すべての保険医療機関と要綱に記載されているが、どの診療科でも対象となるのか。

【A1】

- 主に内科・小児科・耳鼻科等の新型コロナウイルス感染症の発熱患者等の診療・検査を行なう「外来対応医療機関」を想定しています。

事業予定書の提出時に「外来対応医療機関」の指定申請を行っていない場合でも本補助事業の対象となりますが、遅くとも設備整備後までに指定申請を必ず行ってください。また、かかりつけ患者に限定せず御対応をお願いします。なお、外来透析等かかりつけ患者を診療する医療機関など、特別な事情がある場合には、その旨理由を提出書類一覧N o2 事業予定書（内示前）の「10 備考」欄に記載して御提出ください。

【Q2】

事業予定書の提出時点では、保険医療機関の申請中であり指定を受けていないが、提出は可能か。

【A2】

- 事業予定書の提出時点で、すでに保険医療機関の申請をしている場合は提出可能です。その場合は、関東信越厚生局長あてに申請した「保険医療機関指定申請書」の写しも同封してください。

【Q3】

令和4年度検体検査機器補助金交付実績のある医療機関も対象となりますか。

【A3】

- 予算の状況を踏まえ、より多くの医療機関において、新型コロナウイルス感染症の発熱患者等の診療・検査を行う体制を整備する事を優先し、本補助事業を活用していくことから、令和4年度に検体検査機器補助を受けた医療機関については、補助対象者から除きます。

なお、令和4年度に補助金の申請をしたが、途中で取下げた補助金の受領に至っていない場合等は、令和5年度の補助対象者となります。

2 補助対象機器について

【Q4】

対象機器については、申請時点で医療用のものでないといけないのか。

【A4】

- 原則として、医療用を想定していますが、研究用の機器であっても厚生労働省から体外診断用医薬品の承認を受けた試薬を使用することができ、保険診療に用いることが可能な場合は対象とします。

【Q5】

事業予定書の提出時点では、導入を検討している検査機器について、検査機器メーカーに問い合わせたところ「試薬が厚生労働省の体外診断用医薬品の承認申請中であり、近いうちに承認が取れる。」と聞いている。補助対象機器として認められるか。

【A5】

- 交付申請書提出時点までに、厚生労働省の体外診断用医薬品の承認を受けていることが補助対象要件です。交付申請書提出時点までに、試薬の体外診断用医薬品の承認が取れていない場合は、補助対象外となりますので、遅くとも8月中には承認が取れていることが必要です。

検査機器メーカーに承認予定日等を確認してください。

【Q6】

抗原検査機器の補助対象機器は「全自動化学発光酵素免疫測定装置」のみとされているが、それ以外の抗原検査機器（抗原定性検査方法を含む）は、補助対象機器として認められないのか

【A6】

- 検体検査機器の事前意向調査（令和5年3月実施）では「全自動化学発光酵素免疫測定装置」以外の抗原検査機器の要望が多く出されました。また、検査判定の精度も向上していることから「全自動化学発光酵素免疫測定装置」と同等の検査判定精度（厚生労働省から体外診断用医薬品の承認を受けた試薬を使用することができ、保険診療に用いることが可能な場合）と認められる抗原検査機器（抗原定性検査方法を含む）であれば、「全自動化学発光酵素免疫測定装置」に準ずるものとして補助対象機器として認めます。

なお、提出書類一覧のNo.3 事業予定書別紙の種別欄の記載にあたっては、「その他（抗原簡易キット以外の抗原検査測定装置など）」を選択してください。

【Q7】

過去に購入した機器は対象になるか。

【A7】

- 令和5年4月1日以降に購入し納品された機器が対象となります。
- なお、昨年度以前に購入し納品されたものは対象となりません。

【Q8】

対象機器に上限金額はあるのか。

【A8】

- 対象となる3品目の機器について、申請される医療機関の規模や体制等から適正と認められる範囲内の機器（医療機関として最優先で整備する機器「1医療機関1台のみ申請可」）としてください。事前審査の過程で、金額等については調整をさせていただく場合があります。

※周辺機器については、対象検査機器1台に対して、一体的に利用する周辺機器であり検査に必要不可欠なもののみ申請可能です（補助の対象であっても、必要不可欠でないものの申請は認められません）。

周辺機器は品目により制限がありますので、詳細は、募集案内の別紙「令和5年度PCR検査等感染症検体検査機器設備整備費補助金補助の対象となる周辺機器等について」をご覧ください。

【Q9】

事業予定書の提出に当たり、10月までに機器納入が間に合わないがどうすればよいか

【A9】

- 10月までの納品が確実な機器を選定してください。選定した機器の納品が10月末に間に合わないことが判明した場合は、同種同効品の選定を検討ください。

【Q10】

事業予定書上は、10月末まで機器が納入できる見込みとして提出したが、その後メーカーの方で、部品調達などに時間を要し、結果的に納期に間に合わなくなってしまった場合、補助は受けられるのか。

【A10】

- 10月末までに機器が納入できない場合は補助の対象となりませんので、確実に10月末までに納品ができるよう発注し、同種同効品への変更も含め速やかに御対応をお願いします。

3 提出書類について

【Q11】

決算報告書や確定申告書は、全ての部分を提出するとなると相当な分量になるが、全ての部分の提出が必須なのか。

【A11】

- 貸借対照表及び損益計算書のみを御提出ください。

【Q12】

- ① 貸借対照表及び損益計算書について、提出期限（6/21）時点では、決算が確定していない場合はどうすればよいか。
- ② また、開設が令和2年10月であり、確定している決算（9月）が直近3年間分は無い場合はどうすればよいか。

【A12】

- ① 決算が確定している直近3年分を御提出ください。
- ② 確定した決算が直近3年分無い場合は、決算が確定している直近2年分及び決算が確定していない令和4年10月から令和5年5月分までの月ごとの医業損益の推移が分かる書類を提出してください。

【Q13】

決算報告書について、これまで個人開設の医療機関であったが、今年度法人化した。そのため、令和2年度から令和4年度までの決算報告書が存在しない場合は何を提出すればよいか。

【A13】

- 個人開設だったときの医療機関の経営状況を確認するため、令和2年度から令和4年度までの確定申告書（貸借対照表及び損益計算書の部分。）を御提出ください。

【Q14】

決算報告書について、令和4年度に法人化したため、令和2年度と令和3年度分の決算報告書が存在しない場合は、何を提出すればよいか。

【A14】

- 令和2年度及び令和3年度分は、個人開設だったときの医療機関の経営状況を確認するため、確定申告書（貸借対照表及び損益計算書の部分。）を御提出ください。
- また、令和4年度分は、決算報告書（法人全体と当該施設分の双方が分かるもの）を御提出ください。決算が確定していない場合は、令和5年5月までの月ごとの医業損益の推移が分かる書類を提出してください。

【Q15】

決算報告書について、令和5年1月に開業し、令和4年12月以前の書類が存在しない場合は、どうすればよいか。

【A15】

- 以下の①及び②両方の書類を御提出ください。
 - ① 開業日から令和5年5月までの月ごとの医業損益の推移が分かる書類
 - ② 開設許可証の写し又は開設届（保健所から受領した副本）の写し
- ※ 開業時期確認のため

【Q16】

決算報告書について、法人開設の医療機関で、法人としての決算報告書はあるが、医療機関ごとの決算報告書がない場合は、どうすればよいか。

【A16】

- 会計システム等から医療機関ごとの決算内容が分かる資料を抽出できるのであれば医療機関ごとの決算報告書の代用として提出することができます（任意様式）。

なお、会計システム等から医療機関ごとの決算内容が分かる資料を抽出することができない場合は、医療機関ごとの医業損益（直近3年分）が分かる資料を提出してください（任意様式）。

【Q17】

法人登記簿謄本について、提出日前3か月以内のものに限るなど、有効期限はあるのか

【A17】

- 有効期限は定めていませんが、事業予定書提出時点の情報が載っている（少なくとも法人名・代表者名・所在地が一致）最新のものであることが必要です。

【Q18】

平面図について、設計図面がないので、手書き等での作成も可能か。

【A18】

- 可能とします。ただし、現況に即して正確に平面図を記載の上、必ず諸室名が分かるように記載してください。

【Q19】

4月に法人代表者に変更があり、登記の手続きに時間がかかるため、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）が6月21日の提出期限に間に合わないが、どうすればよいか。

【A19】

- 理事会等の議決事項がわかる書類を提出してください。登記手続きが完了した後、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を提出してください。

【Q20】

公立病院は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提出が必要か。

【A20】

- 設立主体が自治体で、かつ直営の病院の場合、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）は不要です。

【Q21】

登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の代替として、登記情報提供サービスで取得したものを提出してよいか。

【A21】

- 登記情報提供サービスは「閲覧」と同等のサービスであり、証明文や公印等が付加されていないため代替はできません。